

# 山口県報

平成23年  
1月28日  
(金曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

保安林予定森林(周南市) (森林整備課) ..... 四

保安林予定森林(山口市) (森林整備課) ..... 四

保安林予定森林(岩国市) (森林整備課) ..... 五

道路の区域の変更(道路整備課) ..... 五

道路の供用の開始(道路整備課) ..... 六

換地処分届出(都市計画課) ..... 六

公有水面の埋立ての免許届出願(港湾課) ..... 六

公告

山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課) ..... 八

土地改良区役員届出(農村整備課) ..... 九

小都市計画道路の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) ..... 九

小郡都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) ..... 九

宅地建物取引業者の事務所所在地の不明(住宅課) ..... 〇

公安委告示

道路交通法第百八条の四第一項の規定による指定講習機関の指定 ..... 〇

労委公告

山口県労働委員会のおつせん員候補者 ..... 一

### 山口県告示第三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年一月二十八日から同年二月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 明和化成株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九八八番地の二〇
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 明和化成株式会社  
所在地 宇部市大字小串一九八八番地の二〇
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	
三三〇一	( $m^3/日$ ) 八	平成三三、 年 月 日 三、一五	平成三三、 年 月 日 一、三〇	使用開始 年月日 平成二四、 年 月 日 一、一〇
三三〇二	( $Nm^3/日$ ) 〇	"	"	使用時間 隔りの使用 間 間 断 続 八時間

備考 「三三〇一」及び「三三〇二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び廃カス洗浄施設をいう。

種 類	中 和 槽	活 性 炭 吸 着 処 理 施 設		種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )						
		処 理 後	処 理 前	通 常	最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	鉍 油 類 (mg/l)		窒 素 (mg/l)	磷 (mg/l)				
		〇・一五	七	〇・一五	〇・〇五	一〇〇	二二〇	五〇	八〇	二	一〇	二	四	〇	一〇	一八
		〇・一五	七	〇・一五	〇・〇五	一〇〇	二二〇	五〇	八〇	二	一〇	二	四	〇	一〇	一八

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	中 和 槽	種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	活 性 炭 吸 着	中 断 続 続	四 時 間 変 動 な し	平 成 三 三、一 五	平 成 三 三、三 〇	平 成 二 四、一 〇							
活 性 炭 吸 着 処 理 施 設	製 強 化 プ ラ ス チ ッ ク	鉄 製 ・ 樹 脂 ラ イ ン	〇・一五	一四〇	〇・一五	〇・〇五	一〇〇	二二〇	五〇	八〇	二	一〇	二	四	〇	一〇	一八

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	三三ーリ	三三ーイ	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		磷 (mg/l)		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )		
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大			
	〇・一五	七	〇・一五	〇・〇五	一〇〇	二二〇	五〇	八〇	二	一〇	二	四	〇	一〇	一八
	〇・一五	七	〇・一五	〇・〇五	一〇〇	二二〇	五〇	八〇	二	一〇	二	四	〇	一〇	一八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 水 質 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	八	通 常	最 大	六
		通 常	最 大	二〇
		通 常	最 大	四〇
		通 常	最 大	一五
		通 常	最 大	四〇
		通 常	最 大	二
		通 常	最 大	一〇
		通 常	最 大	二〇
		通 常	最 大	二
		通 常	最 大	四
		通 常	最 大	六八
		通 常	最 大	八八

山口県告示第三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年一月二十八日から同年二月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 明和化成株式会社
- 住 所 宇部市大字小串一九八八番地の二〇
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 明和化成株式会社  
所在地 宇部市大字小串一九八八番地の二〇
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び廃ガス洗浄施設
- 四 排水水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値	排水水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	変更後		
No. 1 排水口	七	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	六八 五〇 七〇 八八
	八	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	二〇	通 常 最 大	浮遊物質 (mg/l)	
	四〇	通 常 最 大	油類 (mg/l)	
	一五	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	
	四〇	通 常 最 大	リン (mg/l)	
	二	通 常 最 大	窒素	
	一〇	通 常 最 大	窒素	
	二〇	通 常 最 大	窒素	
	二	通 常 最 大	窒素	

山口県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所  
周南市大字鹿野上字大土地三六六の一
  - 二 指定の目的  
水源のかん養
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 保安林予定森林の所在場所  
周南市大字大潮字ツズラ四七八の二、字水迫一四六五の二、大字鹿野上字小渋川五

九九の三から五九九の二二まで、六〇〇の二から六〇〇の一九まで、七四九、七五一、七五三、七五八、一八三九、字入野谷六三二から六三四まで、八一六

- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
周南市大字鹿野上字小渋川五九九の一〇から五九九の二二まで・六〇〇の二・六〇〇の六から六〇〇の八まで・六〇〇の一六から六〇〇の一九まで・七四九・七五一・一八三九・字入野谷六三二から六三四まで・八一六（以上一八筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

山口市吉田字二高蔵寺三六八、字三高蔵寺三七一、徳地三谷字桃木一〇八六、字桃木向一〇九四、小郡上郷字高平一八二三第一、一八一四第一、一八一五から一八一八まで、一八二二、一八二二第一、一八二三、一八二四、字岡田平床一八一八の一、一八一八の二、字王地ヶ平一八二六、一八二七、一八二八の一、一八二九、字証人平一八三〇、一八三一、一八三四の一、字東中村三二四八、二二四九、四一三一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市吉田字二高蔵寺三六八・字三高蔵寺三七一・徳地三谷字桃木一〇八六・字桃木向一〇九四・小郡上郷字証人平一八三一・字東中村四一三一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道

路線名 下関長門線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
長門市俵山字後山三八二四の九地先から 同市俵山字田中二四三三の二地先まで	新	旧	最狭 一七・四	五二八・五	
	新	旧	最狭 三七・九〇	五二〇・〇	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道

路線名 光井島田線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
光市大字島田字鬼塚一六三の一地 先から 同市上島田三丁目七七一七の四地先 まで 及び 光市大字島田字鬼塚一六三の一地 先から 同市上島田一丁目一五八五の六地先 まで 光市大字島田字鬼塚一六三の一地 先から 同市上島田一丁目一五八五の六地先 まで	新	最狭 三・四 及 三・三 ・五 最 六四・五	一、一六・五 及 一、〇二七・八	道路改良工事の完了による

山口県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九〇号	美祢市美東町綾木字梅ヶ坪七七三の一地先から 同市美東町綾木字火尻三二八の一五地先まで	平成二十三年一月二十九日午後三時

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下関長門線	長門市依山字後山三八二四の九地先から 同市依山字田中二四三三の二地先まで	平成二十三年一月二十九日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 光井島田線	光市大字島田字鬼塚一六三の一地先から 同市同大字字上小迫二二七五の一地先まで	平成二十三年一月二十九日

山口県告示第四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、防府都市計画事業防府駅北土地区画整理事業施行者防府市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成二十二年十二月二十日

二 換地処分の内容

平成二十二年十二月八日認可された換地計画のとおり

山口県告示第四十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の届出があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十三年一月二十八日から同年二月十七日までの間、山口県土木建築部港湾課、萩土木建築事務所及び萩市農林水産部水産課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一工区

萩市大島字川ノ上四〇九の一八地先公有水面

2 第二工区

萩市大島字川ノ上四〇九の一八に沿接する堤から同字三八五の三に至る土地の

地先公有水面

3 第三工区

萩市大島字東川地五の五から同字一〇五の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の1の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成二十二年秋分の満潮位(D・L・+〇・八三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面とB防波堤との境界線及び1の地点と10の地点を結ぶ平成七年十一月十七日付け指令港湾第五三三号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+〇・九八メートル)に囲まれた区域

2 第二工区

次の11の地点と12の地点を結んだ線、12の地点と13の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第一四七号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、13の地点と14の地点を結ぶ満潮位における公有水面とC防波堤との境界線及び11の地点と14の地点を結ぶ満潮位における公有水面とH護岸との境界線に囲まれた区域

3 第三工区

次の15の地点と16の地点を結んだ線、16の地点と17の地点を結ぶ昭和六十一年三月十一日付け指令港湾第八六一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+一・〇〇メートル)、17の地点と18の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、18の地点と19の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第四八四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、19の地点と20の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、20の地点と21の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第一四二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線及び15の地点と21の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第四八四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島C護岸東端部に設置した基準点(北緯三四度二九分二三・八二四秒東経一三一度二四分三〇・八五六秒)(以下「基準点」という。)から六八度一四分〇三秒三六八・二四メートルの地点

2の地点 1の地点から二五七度〇五分五九秒二八・八〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一六七度〇五分五九秒二・六〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二五七度〇五分五九秒一・二〇メートルの地点

5の地点 4の地点から三四七度〇五分五九秒一四・六〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二五七度〇五分五九秒六七・二〇メートルの地点

7の地点 6の地点から一六七度〇五分五九秒二・六〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二五七度〇五分五九秒二・八〇メートルの地点

9の地点 8の地点から三四七度〇五分五九秒一〇・〇〇メートルの地点

10の地点 9の地点から七七七度〇五分五九秒一〇〇・〇〇メートルの地点

11の地点 基準点から六五度二九分三七秒三九九・四九メートルの地点

12の地点 11の地点から三四七度二五分三六秒三七・三八メートルの地点

13の地点 12の地点から七〇度〇九分五〇秒一五・五一メートルの地点

14の地点 13の地点から一三五度三三分四八秒四五・〇三メートルの地点

15の地点 基準点から二九度〇九分〇一秒一三九・五八メートルの地点

16の地点 15の地点から二九度一〇分一八秒六一・一四メートルの地点

17の地点 16の地点から二六度五三分一九秒一八・二〇メートルの地点

18の地点 17の地点から一六度〇三分〇七秒八・九八メートルの地点

19の地点 18の地点から三三八度〇二分〇二秒一一・〇三メートルの地点

20の地点 19の地点から三一三度五〇分一四秒一四・〇二メートルの地点

21の地点 20の地点から五七度三四分三八秒三四・八五メートルの地点

(三) 面積

1 第一工区

一、一一〇・四〇平方メートル

2 第二工区

一、一一〇・七八平方メートル

3 第三工区

一、二二七・八三平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

1 第一工区

萩市大島字川ノ上四〇九の一八及び同地に沿接する堤地内並びに同地先公有水面

2 第二工区

萩市大島字川ノ上三八五の三、三八五の四及び四〇九の一八、同字四〇九の一

七に沿接する堤並びに同字四〇九の一八に沿接する堤地内並びに同字四〇九の一

八に沿接する堤から同字三八五の三に至る土地の地先公有水面

3 第三工区

萩市大島字東川地五の二、五の四、五の五、一〇四の二から一〇四の四まで及

(二) 区域

び一〇五の一、同市大島字沖手一一二の一並びに同市大島字東川地五の四から同字五の二までに沿接する堤地内並びに同市大島字東川地五の四から同市大島字沖手一一二の一に至る土地の地先公有水面

1 第一工区

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線に囲まれた区域

2 第二工区

次の⑤の地点から⑫の地点までを順次結んだ線及び⑤の地点と⑫の地点を結んだ線に囲まれた区域

3 第三工区

次の⑬の地点から⑱の地点までを順次結んだ線及び⑬の地点と⑱の地点を結んだ線に囲まれた区域

(三) 面積

1 第一工区

- ①の地点 基準点から八九度二分〇三秒二一八・七〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三四七度〇五分五九秒二二三・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から七七度〇六分一六秒一六〇・〇四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一六七度〇七分五三秒二二二・九九メートルの地点
- ⑤の地点 基準点から六六度二分四四秒三八〇・四八メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三四七度〇七分五三秒七・一一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二五七度〇四分五四秒八二・五八メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三四七度二五分三六秒五七・七三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から八三度四二分三〇秒一〇〇・二六メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から七〇度一七分〇八秒一八・六一メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一三四度〇六分五七秒五一・四二メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一六六度三五分五四秒二二・三九メートルの地点
- ⑬の地点 基準点から五一度二分五三秒五七・二八メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三一九度一〇分一八秒五〇・〇〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二六度四三分四〇秒二七・九六メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一七度三分三六秒一五・一九メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二九八度四八分〇五秒二四・二二メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から四七度五八分一八秒五八・七四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から一三八度五八分二九秒九二・五八メートルの地点

一九、六八一・五七平方メートル

2 第二工区

七、二六四・二四平方メートル

3 第三工区

七、〇〇七・三八平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 出願人

萩市大字江向五二〇番地

萩市

萩市長 野村 興兒

五 出願の年月日

平成二十三年一月六日



(一三) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十三年一月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関成

区 分	氏 名	職 名
使用者委員	坂田 守	宇部興産海運株式会社相談役
"	正木 宏明	株式会社トクヤマ顧問
"	松浦 秀子	日新運輸工業株式会社代表取締役社長
"	山田 義裕	宇部鉄工業協同組合理事長
"	山中 直之	山口県経営者協会専務理事
労働者委員	岡本 博之	全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
"	杉本 郁夫	日本労働組合総連合会山口県連合会会長



〃	鈴木 博文	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長
〃	宮本千代子	UIゼンセン同盟丸久労働組合専従書記
〃	山近 和浩	日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
〃	有田 謙司	専修大学法学部教授
〃	大田 明登	弁護士
〃	北本 時枝	税理士
〃	中村友次郎	弁護士
〃	山元 浩	弁護士

(一四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住 所
油谷東部土地改良区	理事	緒方 治郎	長門市油谷久富二〇四九
〃	〃	野坂 克己	〃 六二九の一
〃	〃	大田 正克	〃 八二一
〃	〃	岡藤 憲男	〃 一〇〇の三
〃	〃	大村 雄二	〃 一一四一
〃	〃	藤永 信雄	〃 一八四六
〃	〃	日坂 勲	〃 二一九の一
〃	〃	清水 巖	油谷新別名二四六
〃	〃	倉田 達夫	油谷蔵小田一九九の一
〃	〃	安倍 正雪	〃 一〇〇五
〃	〃	小林昭太郎	〃 七三五
〃	〃	岡藤 晋太	油谷新別名一一三五
〃	〃	松崎 七郎	油谷久富二二八の一

二 退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住 所
油谷東部土地改良区	理事	緒方 治郎	長門市油谷久富二〇四九
〃	〃	谷川 一實	〃 八八の三
〃	〃	大田 正克	〃 八二一
〃	〃	西村 芳朗	〃 六九の一
〃	〃	大村 雄二	〃 一一四一
〃	〃	原田 政美	〃 一八三三
〃	〃	日坂 勲	〃 二一九の一
〃	〃	清水 巖	油谷新別名二四六
〃	〃	酒井 義男	油谷蔵小田一七〇の一
〃	〃	安倍 正雪	〃 一〇〇五
〃	〃	植山 一男	〃 一六七
〃	〃	上岡 康雄	油谷新別名二七九
〃	〃	松崎 七郎	油谷久富二二八の一
〃	〃	山本 聰彦	油谷新別名一一二
〃	〃	有田 一夫	油谷蔵小田一五五八の一

(一五) 小郡都市計画通路の決定に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十條第一項の規定による小郡都市計画通路の決定に係る同法第十四條第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十條第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

小郡都市計画通路一新山口駅南北自由通路

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一六) 小郡都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小郡都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

小郡都市計画道路三・五・九中領新山口駅線

小郡都市計画道路八・七・一南北駅広線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一七) 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により公告します。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがあります。

平成二十三年一月二十八日

山口県知事 二井 関 成

名称	代表者の氏名	事務所の所在地	免許番号	免許年月日
有限会社ハウジングエスト	鎗野 勝憲	周南市大字徳山五五三五番地の七	山口県知事(五)第二四八三号	平成二〇、七

山口県公安委員会告示第三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項の規定により、次のとおり指定講習機関の指定をした。

平成二十三年一月二十八日

山口県公安委員会



株式会社トモタ	名 称	指定年月日	名 称	特定講習の業務を行う事務所	特定講習の種別
友田 裕	代表者の氏名	平成三、一、一九	山口県南陽自動車学校	周南市新田二丁目六番一号	取消処分者講習
周南市新田二丁目六番一号	住 所				



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき平成二十三年一月二十日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十三年一月二十八日

山口県労働委員会会長 大田 明 登

氏 名 略 歴

- 大田 明登 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 有田 謙司 山口県労働委員会公益委員 専修大学法学部教授
- 北本 時枝 山口県労働委員会公益委員 税理士
- 中村友次郎 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 山元 浩 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 岡本 博之 山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
- 杉本 郁夫 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
- 鈴木 博文 山口県労働委員会労働者委員 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長
- 宮本千代子 山口県労働委員会労働者委員 UIゼンゼン同盟丸久労働組合専従書記
- 山近 和浩 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長

- 坂田 守 山口県労働委員会使用者委員 宇部興産海運株式会社相談役
- 正木 宏明 山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問
- 松浦 秀子 山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
- 山田 義裕 山口県労働委員会使用者委員 宇部鉄工業協同組合理事長
- 山中 直之 山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
- 瀧井 勇 前山口県労働委員会公益委員
- 中坪 清 前山口県労働委員会公益委員
- 大塚 健二 前山口県労働委員会労働者委員
- 中野 威 前山口県労働委員会労働者委員
- 坂田 哲郎 山口県労働委員会事務局長
- 藤林 昭久 山口県労働委員会事務局長

平成二十三年二月十八日印刷

発行人所

山口県知事庁